

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 10 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 47 号
【管轄省庁】	財務省
【施行期日】	公布の日〔平成 23 年 3 月 30 日〕から施行
【制定の根拠】	会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 1 条第 1 項
【法令のあらまし】	平成 23 年 4 月 1 日以後発行される公債に係る収入については、日本銀行において平成 22 年度所属の歳入金として平成 23 年 6 月 30 日まで受け入れることができる。 (附則第 10 条関係)
【改正される法令】	予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）